

# 第1号議案

## 掛川第一・第二地区まちづくり協議会 規約（案）

### 第1章 総 則

#### （名 称）

第1条 この会の名称は、掛川第一・第二地区まちづくり協議会（以下「本会」）という。

なお、本会は通称として桔梗が丘地区まちづくり協議会の名称を用いることが出来る。

#### （事務局）

第2条 本会の事務局は、掛川市の第一小地域生涯学習センターに置く。

#### （構成員）

第3条 本会の構成員は、次のとおりとする。

- ① 掛川第一地区、掛川第二地区に居住するすべての住民。
- ② 地区内でまちづくり活動を展開する団体及び事業所は、目的に賛同し、新規加入を希望するときは、理事会の承認を得て加入することができる。

#### （目 的）

第4条 本会は、地区内住民や地区内で街づくりを行う団体が共通目標のもと、連携、協力して、地域課題の解決等をつうじて、さらに住みよい地区を目指し、街づくりを行うことを目的とする。

2項 本会は、第一地区区長会、第二地区区長会、第一小地域生涯学習センター、第一小地区福祉協議会の四者を中心に、それぞれ独自の事業を展開しつつ地域住民の生活・文化・福祉・連帯の向上に寄与するものとする。

#### （本会との連携団体）

第5条 本会は、目的を達成するために、掛川市を初め地域内の各種団体・企業（事業所）・商店及び公共施設等との可能な限りの連携、交流により、事業の協働推進を図る。

#### （事 業）

第6条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 地区内全体で実施することが望ましい事業および地域課題解決を図る事業の企画、調整、実施に関すること。

- ② 実施事業の検証及び改善に関すること。
- ③ 地区街づくり計画の策定に関すること。
- ④ 街づくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- ⑤ その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

## 第2章 組織・役員

### (組織)

第7条 本会は、総会、理事会をもって構成する。

2項 本会には事務局を置く。

3項 本会には監査を置く。

### (役員の種別)

第8条 本会には次の役員を置く。

- ① 会長 ······ 1名
- ② 副会長 ······ 若干名
- ③ 理事 ······ 若干名
- ④ 会計 ······ 1名
- ⑤ 事務局長 ······ 1名
- ⑥ 監事 ······ 2名

2項 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3項 役員の選考については別にその基準を定める。

4項 必要に応じて、理事会の承認を得て、顧問を置くことができる。

### (役員の決定)

第9条 会長、副会長、理事、会計、事務局長および監事は、理事会において選出し、総会の承認を得る。

2項 理事は地区内の区長、第一小地区福祉協議会企画委員長および民生・児童委員の代表2名がこれに当たる。

### (役員の職務)

第10条 本会の役員は、次の職務を行う。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- ③ 理事は、本会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- ④ 会計は、本会の出納事務を処理し、経理に関する帳簿および書類を管

理する。

- ⑤ 事務局長は本会の運営および活動に伴う事務を統括する。
- ⑥ 監事は本会の会計および資産の状況を監査する。

(役員の手当)

第11条 役員に対しては手当を支払う。

支払額については別に定める。

### 第3章 総会

(総会の種別)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第13条 総会は、役員および構成員から選出された代議員を持って構成する。

なお、役員が代議員を兼務することはできない。

2項 代議員の定数は自治区（18自治区）あたり2名とし、自治区から選出された者とする。

(総会の開催)

第14条 通常総会は毎年1回開催する。

2項 臨時総会は、会長が必要と認めた場合、または、代議員の2分の1以上から請求があった場合開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2項 総会を招集するときは、目的たる事項およびその内容、日時、場所を示し、開催日の30日前までに文書を持って通知しなければならない。

3項 会長は、前条第2項にある代議員からの請求があったときは、その請求のあった日から50日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第16条 総会は代議員の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は会長があたる。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 事業計画、予算、決算に関すること。
- ② 規約の制定および改訂に関すること。
- ③ 役員の承認に関すること。
- ④ 地区まちづくり計画に関すること。
- ⑤ その他必要と思われる事項に関すること。

#### 第4章 理事会、事務局

(理事会の構成)

第20条 理事会は、監事を除く役員を持って構成する。

(理事会の招集と議長)

第21条 理事会は、会長が招集する。

2項 会長は、理事会の議長となり、議事を進める。

(理事会の審議事項)

第22条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会で議決された事項の執行に関すること。
- ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(事務局)

第23条 本会の日常運営は、事務局にて行う。

2項 事務局内に、広報編集委員会を設置し、本会の広報活動を行う。

#### 第5章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、地区各種団体からの助成金、市交付金およびその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第26条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

**附則**

この規約は、平成28年2月27日から施行する